

會學濟經學大國帝都京

叢論 經 濟

號四第卷七十五第

統制經濟の諸概念……………高田保馬

ベッテイの政治算術論……………白杉庄一郎

コンツェルンに關する覺え書……………靜田均

中小工業と問屋の機能……………田杉競

ゴットルに於ける經濟と社會……………杉原四郎

彙報

行發月十年八十和昭

コンツェルンに關する覺え書

靜 田 均

コンツェルン (Konzern) といふ言葉がドイツにおいて時代の流行となつたのは、第一次大戦以後の比較的新しい現象に屬する。さうしてそれは次第に學界に浸潤し、コンツェルンに關する特殊研究が相ついで發表されると共に、次第に術語としての明確さを加へるやうにもなつた。もちろんコンツェルンといふ言葉で現はされる企業結合のある特殊の形式そのものは、すでに前大戦に先立つて出現してゐたのであり、コンツェルンといふ言葉を自體すら、例へばフォーゲルシュタインやクローノの勞作の中に見出されるのであるが、しかし世俗的な意味においてばかりでなく、學問的な意味において大きな關心をそゝるやうになつたのは、第一次大戦以後のことであるといはねばならぬ。しかも當初のうち學者の間に種々の異説が行はれ、著しく明確さを缺いてゐたことは争はれぬ事實であつた。

右の事實をあたかも側面から立證する如く思はしめるのは、かの『國家學辭典』(Handwörterbuch der Staatswissenschaften)の中にコンツェルンといふ項目が設けられなかつたといふことである。周知の通り、國家學辭典の第四版はドイツ學界の精鋭を總動員し、一九二三年から一九二八年にかけて逐次刊行されたところの八卷よりなる膨大なものであつて、最も權威ある辭典とされてゐるのだが、そこにはインテレッセンゲマインシャフトなる項目

はあるけれども、コンツェルンなる項目は存しない。一九二九年に補遺としてさらに一卷追加されたが、依然として採録されるにいたらなかつた。この事實は極めて興味ある示唆を含んでゐると思ふ。その後國家學辭典について信頼すべき三冊もの『國民經濟辭典』(Wörterbuch der Volkswirtschaft) 第四版が一九三一年から一九三三年にかけて公けにされたが、こゝにいたつてはじめてコンツェルンなる項目が見出されるのである。

コンツェルンに關する文獻を逐一列舉し、個々の學者の概念規定を檢討することは、さしあたり不可能であるし、またおそらくその必要も存しないであらう。しかし、同じ學者であつてもコンツェルンに關する見解は動搖し、變遷してゐる場合があるのであるから、参考のため特に著名な學者についてこの間の消息を窺つてみたい。

企業結合の研究で第一次大戰以前からすでに重きをなしてゐたりフマンも、一九二四年まではコンツェルンに關して明確な概念規定を與へなかつたやうである。試みに彼れの代表作『カルテルとトラスト』第六版を開け、そこには『今日好んで用ひられるコンツェルンといふ言葉はインテレッセンゲマインシャフトおよび參與によつて作り出された諸企業の大きな結合をいふ』と書かれてゐる。彼はなほ語を續けて、インテレッセンゲマインシャフトや參與は從來最も重要なコンツェルン形成の方法であつたが、なほそのほかにいろいろのものゝあることを指摘してゐる。第一はある會社の監査役または取締役を他の會社の取締役または監査役として送り込むこと。

第二はある企業の經營の全部または一部を他の企業が管理すること。第三はある企業が他の企業の經營の全部または一部の賃借經營をなすこと。要するにリーフマンによれば、コンツェルンとは多數の企業がより緊密な關聯に立ち、いはゆる Verflechtung (連鎖) を形成する場合を指すのであるが、その形式はいろいろであつて、決して一樣でないことが指摘され、人々の注意を喚起してゐるのである。しかし、かうした説明だけではあまりに茫漠

1) K. Liefmann, Kartelle und Trusts und die Weiterbildung der volkswirtschaftlichen Organisation. 6. Aufl. 1924.

として、本質を把へるにむしる困難であるといはざるをえない。

ちやうどこの時分にベッケラートは、戦後のドイツ經濟の復興に關して注目すべき勞作を發表してゐる。そしてその中でやはりコンツェルンの問題に觸れてゐるのだが、彼れの見解はリーフマンのそれといさゝか趣きを異にする。ベッケラートによれば、コンツェルンとは生産・販賣および資本經濟の主要點において經濟上統一的管理をうけるところの全體企業を形成するあらゆる形式をいふのであり、しかも全體企業に包攝される部分企業は法律上の獨立性を保有するのである。コンツェルンにおいて最も本質的な契機は、生産・販賣・金融等における經濟上の目的設定の統一性が事實上存在するといふことに外ならぬ。ベッケラートはよりルーズな企業を結合をグルッペ (Gruppe) と呼び、敢へてコンツェルンとは呼ばない。さうしてこの點にリーフマンと相違する獨自の主張があるのである。こゝにベッケラートがグルッペと名づけるものは彼自身の説明によると、『多數の企業の私經濟上の自己生活を單に個々の關係において拘束するにすぎないところのよりルーズな結合』の謂ひである。もつと具體的にいへば利潤共同體 (Gewinnsgemeinschaft) であるとか、あるひは一つの企業が他の企業に代つて販賣または生産をなす場合を指す。コンツェルンであるか否かは、個々の企業者が商人的および技術的の獨立性を保持する程度によつて決定さるべきである。

コンツェルンは部分企業の獨立の個別的な生活が根本において没入するところの新しい全體企業である。従つて部分企業の主宰者は原則としてあらゆる經濟上および技術上の問題において全體の決定に服さなければならぬ。單なる利潤共同體にとどまり、生産・販賣・技術の主要點を通じて包括的な經營共同體 (Betriebsgemeinschaft) をよび管理共同體 (Verwaltungsgemeinschaft) たることなきものは、コンツェルンと稱さない。他の企業による證券資

2) H. von Beckerath, Kräfte, Ziele und Gestaltungen in der deutschen Industriewirtschaft. 1924. S. 29. S. 51.

本的支配といへども、被支配企業の經濟的獨立性を必ずしも廢棄するとは限らない。資本參與が單なる投資的理
由から行はれるならば、被支配企業の管理は商人的および技術的獨立性を保有することもありうる。同様のこと
は事業會社が商事會社を連結した場合や逆に商事會社が事業會社を連結した場合にも起ることがある。コンツェ
ルンの事實上の存在の基準となるものは、多數決によつて從屬會社間の損益共同化をはかるとか、經濟目的およ
び經濟利益の對立を抑壓するとかにとどまらない。なかんづく重要なのは競争利益を排除したる後、管理および
經營を共同的にかつ統一的に事實上行ふことができるかどうかといふことである。

以上によつて明かなやうに、初期におけるベツケライトのコンツェルン概念は頗る嚴格であつて、極めて緊密
な企業の有機的結合のみにこれを限定してゐるのである。

二

一九二七年にリーフマンの前記『カルテルとトラスト』の第七版が公けにされた。われわれはその中ではじめて
コンツェルンに關する彼れの概念規定に接することができる。それは改題された一九三〇年の第八版『カルテル、
コンツェルンおよびトラスト』の中においても依然として踏襲されてゐる。念のため譯出すれば、コンツェル
ンとは『法律上獨立を保つところの諸企業が、生産技術上、管理技術上、商業上わけでも金融上の點において一
箇の統一體にまで結集されたもの』をいふ。この定義においては、コンツェルンの形成によつて追求される四つ
の目的が列擧されてゐる。しかし四つの目的を悉く具備する必要は存しないのであつて、決定的に重要な意義を
有するのは金融的連結といふことである。なぜなら、金融的連結は要するに技術的および商業的連結の必然的結
果でもあるからだ。さうして金融的統一體をなすといふのは、統一的な金融政策がとられるといふ意味にほかな

らなす。

かくてリーフマンはコンツェルンを簡單には『金融的な經營共同體または管理共同體』(finanzielle Betriebs- oder Verwaltungsgemeinschaft)と規定してゐるが、しかし『統一的な指導』(einheitliche Leitung)が行はれるといふが如き説明はこれを意識的に避けてゐる。といふのは、かつてのドイツの化學工業におけるインテレッセンゲマインシャフトや、ジーメンズ・シニッケルト・ライン・エルベ・ウニオン(Siemens Schuckert-Rhein-Elbe-Union)においては、個々の企業は獨自の運營を行つてゐたのであつて、單に金融の點で(部分的には技術および商業の點においても)連結されてゐたにすぎないやうな事例も見られるからである。コンツェルンを構成する個々の企業は法律的にはもちろん經濟的にも多くの點において獨立の企業として現はれる。製品の販売や原料の購入においても、銀行との當座取引においても、あるひは課税においても。

以上によつて明かな如く、リーフマンの見解の特徴はコンツェルンをば金融的紐帶による企業の連鎖關係と見る點であつて、ベツケラートのやうに緊密な技術的および商業的な統一性を不可缺のモメントと考へないところにある。要するに彼はコンツェルンを企業結合のかなりルーズな形式と解してゐるといつてよく、その限りにおいては前記ベツケラートのコンツェルン概念とかなり相違するといはねばならぬ。

しかるにベツケラート自身は、その後彼れの新著において從來の説を改めるにいたつた。すなはち、一九三〇年に公けにされた『近代工業主義』⁴⁾を繙くと、本質において統一的に運營されるところの企業複合體のみをコンツェルンと呼び、よりルーズな拘束をグルツペと名づけた舊説を撤回し、いはゞ兩者の上位概念としての新しい概念規定を試みてゐるのである。この新しいコンツェルン概念によれば、コンツェルンとは『經營經濟の一部または

4) H. V. Beckerath, Der moderne Industrialismus. 1930. S. 253 ff.

全部を共通の組織と運営に移すために若干の企業の經營を結合する一切の場合』をいふ。コンツェルンをかやうに廣い意味に解するとすれば、爾餘の點で完全に獨立に運營せられ、従つて多くの點において競争をすらしめることある諸企業であつても、經營經濟的な部分課題の共同の遂行および個々の利益の共同の處理のために結集された場合、例へば特許權共同體、原料源泉の共同利用、金融機關（コンツェルン銀行）の共通、販賣組織の共同利用等の行はれる場合をも含めて、これをコンツェルンといふ名稱で一括することができるわけである。いづれにせよ、ベッケラートのコンツェルン概念は重大な變更を來たし、著しく擴大されたことは注意を要する點であるが、なほついでに一言したいのは彼が、『事實上新しい統一的に運營される企業となれるコンツェルン』をば特に『全體企業』(Gesamunternehmung)として特徴づけてゐるといふことである。それは恒久的な資本共同體であり、利潤共同體である。

三

われわれは以上においてコンツェルンに關する經濟學的概念の例證として二人の著名な學者の說について述べたのであるが、そしてそれはいづれも大恐慌以前、従つてナチス以前に屬するのだが、しかしそれにも拘らず當代における代表的な見解とするに足りることは明白である。といふのは、リーフマンにしても、ベッケラートにしても、現にそれぞれ有力な他の學者の支持をかちえてゐるからだ。例へば法律學者として令名のあるハウスマンはその近業において自己のコンツェルン概念を規定するにあつて、まづリーフマンの說をあげ、自説を掲げながらも根本において相去る遠くないことを言明してゐる。すなはちリーフマンの說は對象に重點をおいたに反し、自分の說は構造に力點をおいたにすぎないと。同様のことはベッケラートについてもいひえられるところだ

5) F. Haussmann, Die wirtschaftliche Konzentration an ihrer Schicksalswende 1940. S. 98.

ある。例へばベルケンコップは、コンツェルンを法律的にはなく經濟的に把握するとすれば、ベツケラートと共に『經營經濟の一部または全部の共同的處理執行を目的とする若干の企業の經營の結合と表現しえよう』と述べてゐる。

コンツェルンに關する經濟學的概念規定の標本を提示するといふ當面の目的だけからすれば、これ以上の引例に紙面を費す必要上はおそらく存しないであらう。それゆゑ、われわれは進んで法律的なコンツェルン概念にも一瞥を投じておきたいと思ふ。まづ第一にあぐべきは一九三〇年一月三十日の Reichsfinanzhof の判定である。これによると、『コンツェルンとは統一的な指揮に服し、個々の部分が自主的な單位としてもはや理解されえない形成體 (Gebilde) である』。従つてその全體經濟における地位を説明するためには、計畫的に樹立されたコンツェルンに論及することが必要である。因みに Reichsfinanzhof の言明するところによれば、右の概念は目的概念であつて、何ら絶對的なものではない。否むしろ相對的なものを現すのであり、従つて具體的な場合に對してのみ妥當するにすぎない。

成文法に現はれたコンツェルンの概念規定としては、一九三七年一月三十日のナチス新株式會社法第十五條をあげることができる。その第一項によれば、法律上獨立の諸企業が經濟上の目的のため統一的な指導のもとに結合せられたるとき、全體を總稱してコンツェルンといひ、さうして個々の企業はこれをコンツェルン企業と呼ぶ。立法者はかゝる企業結合の成立の如何やコンツェルン傘下の諸企業の經濟的依存性の如何を重要視せざるものゝ如く、同條第二項においてコンツェルンの解釋に關するよりルーズな規定を設けてゐる。いはく、法律上獨立の企業にして參與に基づき、または然らざれば直接乃至間接他の企業の支配的影響下に立つとき、支配企業お

6) P. Berckenkopf, Gewerbe und Gewerbepolitik (Grundlagen, Aufbau und Wirtschaftsordnung des nationalsozialistischen Staates) 新獨逸國家大系、第九卷、昭和十四年 335頁。

よび従屬企業は相合してコンツェルンを形成し、個々の企業はコンツェルン企業を形成するものと見做すと。

右によつて明かな如く、第一項はコンツェルンに關する法律的な概念規定であるが、そこでは統一的指導といふことが決定的な要素として最前面に押し出されてゐることを注目しなければならぬ。さうしてこの種の見解はいはゆる *Einheitslehre* として早くより唱道せられ來たつたところのものである。第二項においては傘下企業の支配といふことが強調せられてゐるが、それは參與の形態をとる資本的支配のみに限らず、直接であれ間接であれ、とにかく爾餘の支配形態をもコンツェルン形成の手段として認めるのであつて、多種多様のものを含むことを語つてゐる。

第一項は統一的指導といふことを重要視する代り、結合の形式を不問に附してゐるに反して、第二項はもつぱら結合の形式といふ角度からコンツェルンを捉へようとしてゐる。そのいづれにせよ、これを *Rechtsanalogie* の見解に比すれば、一層ルーズであり、より廣い概念規定であるに反し、後者は遙かに嚴密であり、狹隘であつて、ベッケラートの舊説に近いことは注目に値する。

四

以上の前置きの後、われわれはコンツェルンの本質究明に際して問題となりうる主要標識の考察に轉進しようと思ふ。

コンツェルンは多數の企業よりなる複合體である。コンツェルンを構成する個々の企業の間には内面的には密接不可分の關聯が存するのであるけれども、外見上はそれぞれ獨立の企業としての體裁を保つてゐる。こゝに内面的といふのは主として資本關係を意味し、外見上といふのは法律上といふに異ならない。コンツェルンを形づく

る企業結合の本質に關する立ち入つた分析はしばらくおき、こゝでは専らコンツェルン企業の法律上の獨立性と
いふことがコンツェルンにとつて主要標識の一つをなすことを強調すれば足りる。さうしてこの點にコンツェル
ンと *Filialunternehmen* (支店企業) との見逃しがたき相違點があるものである。⁷⁾

巨大企業にあつては本社や本店のほかにも多數の支社や支店が存在する場合が極めて多い。特に銀行業の如きにあつては各地に支店なり、出張所なりをもつてゐる。しかしながらこれらのものは決して法律上獨立の企業ではない。従つて本店銀行と支店銀行とを貫く全關係は何らコンツェルンを構成するものではない。支店銀行は統一的なる全銀行企業の一部にすぎず、その中の一つの經營乃至部門をなすに止まる。コンツェルン企業の法律上の獨立性は通常外見的には主たる營業所の相違となつて現はれるが、支店企業にあつては獨自の營業所を主宰しない。コンツェルン企業相互の間には法律上債權債務の關係が成立するけれども、本店と支店の間にはさうした法律的な債權債務の關係は發生しない。

法律上の相違は當然に經濟的な相違を生む。コンツェルン内部のあひ企業が他の企業に多くの負債を有する結果、コンツェルン全體として金融的に行詰り、崩壊する場合がありますが、支店企業にあつては貸借關係は單對內的な意味を有するにすぎない。その代り對外的取引より生ずる危険は支店企業に多く、これに反してコンツェルンの方はより少い。けだし、コンツェルン傘下のある企業が蒙る損失は一應當該企業それ自體に限られるわけであり、それがコンツェルン内部の他の企業に波及するのは、兩者の間に資本的な參與の關係が存する場合であるに反し、支店の營業より生ずる危険は當該企業全體の負擔とならざるをえないからである。

コンツェルンと支店企業との法律上の相違は金融の點で右の如き相違を齎すだけではない。租稅負擔のうへに

7) A. Hoffmann, *Erwerbswirtschaftliche Gesellschaftsformen*. 1937. S. 132.

も著しい相違を生む。すなはちコンツェルン傘下の諸企業は法律上獨立性を保有するがゆゑに、それぞれ租税を負擔しなければならぬ。これに反して、支店にあつては法律上獨立の企業をなさないから、全體としての單一の企業に課税せられることを原則とする。しかし、納税義務の問題は税法の問題であり、税法は國によつて特殊の規定を設ける慣であるから、一律に論ずることはできない。例へば持株會社に對する課税の場合、二重課税の弊を除くために免税の恩典を認める國もあるし、あるひは資本参加が行はれてゐる限りにおいて二重課税を避けるため特別の考慮が拂はれる等の場合がある。例へばドイツにおける組箱特典 (Schachtelprivilegia) の如し。

傘下の諸企業が法律上の獨立性を保つてゐるといふことをコンツェルンの標識の一つとなす見解は、一般に採用されるところであつて、通説といつてよく、Guppahogff の名稱で知られてゐる。同時にそれは企業の完全合同 (völlige Verschmelzung, outright fusion) であるフデオーン (Fusion) フージョン (fusion) と決定的に區別さるべき特徴であることも、殆んど説明を必要としないであらう。後者は法律上においても經濟上においても單一の企業でしかない。それは如何に巨大であつても。

わたくしはいまコンツェルンを法律上獨立の多數企業の複合體と見ることは通説であつて、殆んど論議の餘地を残さないといつた。しかし、全然異説がないといふわけではない。現にベツケラートの如きは、フデオーンをもつてコンツェルンの一形態として論じてゐる。すなはち彼のいふところによると、法律上の獨立性を有するか否かといふことは大した重要性を有しない。そこで彼はフデオーンをコンツェルンの中に入れて次の如き分類を行つてゐるのである。⁸⁾

(一) 企業合同 (Fusion)

(二) インテレッセンゲメインシャフト

(三) 證券連鎖 (Effektenverflechtung)

(四) 持株會社 (Holdinggesellschaft)

五

リーフマンによれば、コンツェルン創設の法律的形式乃至經濟的契約は種々様々でありうるが、要約していはば次の五つとなすことができる。⁹⁾

(一) 參與

(二) インテレッセンゲメインシャフト

(三) 重役の派遣

(四) 委任經營

(五) 質借經營

リーフマンの掲記するコンツェルン形成の方法は右の如くであるが、しかしこの五つのものは決して圖式的にバラ／＼のものとして舉示されてゐるのではない。むしろこれら五つのもの之間には多かれ少かれ何らかの關聯の存することを知らねばならない。と同時に注意しなければならぬのは、コンツェルン形成の右の五つの方法は單なる羅列ではなく、實にその重要性に従つて、換言すれば形成の頻繁さに應じて順位を決したものだといふことだ。リーフマンは特に上記の(一)と(二)を最も重要視する。さればこそそれぞれ一章を割いて説明を加へてゐるのである。

9) Liefmann, ibid. S. 279 ff.

參與およびインテレッセンゲメインシャフトをもつてコンツェルン形成の二大形式となす見解は、リーフマンだけではない。ファノニの如きも明かに同様の主張をなす。ファノニによれば、コンツェルン形成の方法は多々ありうるが、しかしそれは結局のところ參與とインテレッセンゲメインシャフトの二つに歸着するといふのである。もつともこの場合、彼のいはゆるインテレッセンゲメインシャフトは單なる利潤分配の共同契約たるのみに止まらず、種々のより複雑な内容をも併せ含むがゆゑに、リーフマンのそれと若干の相違あることは特に斷つておく必要があらう。

デーンもまたコンツェルン形成の方法を二つに大別してゐる。¹⁰⁾第一は物的な結合であり、第二は義務的な結合である。前者は參與の諸形式によつて代表されるに反し、後者は契約共同體といふ名稱によつて一括される。いまこれを圖式化して示せば左の如くである。

(一) 參與

(1) 單なる參與

(2) 子會社

(3) 參與會社および融資會社

(二) 契約共同體 (Vertragsgemeinschaft)

(1) インテレッセンゲメインシャフト(管理共同體および經營共同體)

(2) 委任經營契約および賃借契約

(3) 目的共同體 (Zweckgemeinschaft)

10) R. Vanoni, Zur Begriffsbestimmung der Kartelle und Konzerne. 1931. S. 66 ff.

11) G. Daehn, Konzernbilanzen unter besonderer Berücksichtigung der Konzernbilanzen in England und den Vereinigten Staaten, 1934. S. 7 ff.

同じ見解を踏襲するものにシヌスターがある。¹²⁾しかし、コンツェルン形成の方法を參與による證券資本的結合と利潤分配や委任經營や賃借經營等の契約的結合との二つに約元する見解に對しては、若干の疑問の生ずることを禁じえないであらう。いつたいコンツェルンがカルテルから區別されるのは何によるのであるか。兩者をわかつ特徴の一つは、後者が單なる契約に立脚する企業結合形態であり、その意味において普通に『聯合』(Verband, association)といふ言葉でいひ現はされるに反し、コンツェルンは資本的な連鎖關係を内容とするより強固な企業結合形態に屬するのではないか。もしさうだとすると、單純な契約による結合をもコンツェルン形成の主要手段にかぞへることは失當ではないか。この疑問はたしかに尤もである。さうしてこの疑問に正しく答へるためにはしかし全體としてのコンツェルンがもつ意味關聯の探求にまで進まねばならぬであらう。われわれはこのことを念頭にとどめつゝ、コンツェルン形成の方式としての契約共同體の内容についていまま少しく立ち入つた考察を加へなければならぬ。

『契約共同體』として眞先に問題となるのはインテレッセンゲマインシャフトである。インテレッセンゲマインシャフトが如何に多義曖昧なものであるかについては、すでに他の機會において述べた。¹³⁾こゝでは行文の連絡上必要な限りにおいてリーフマンの語るところを聴くにとどめようと思ふ。リーフマンによると、インテレッセンゲマインシャフトは若干の企業の間には結ばれた利潤分配の協定であり、その限りにおいてはカルテルに類するが、たゞ獨占目的を追求しない點において異なる。

しかし、彼自身の認める如く、利潤分配協定であるインテレッセンゲマインシャフトはしばしば參與や重役派遣と結びついてゐる。否、むしろかゝるものとしてのインテレッセンゲマインシャフトこそ、コンツェルン形成

12) W. Schuster, *Konzerne* (Handwörterbuch der Betriebswirtschaft, 2. Aufl. Bd. 2, 1939.)

13) 拙稿『インテレッセンゲマインシャフトの概念規定について』(經濟論叢、第五六卷、第三號)。

の方式たりうるのである。彼はいふ、『これをコンツェルンと呼ぶのはかゝる場合に限定することがおそらく正しいであらう』¹³⁾と。果して然りとすれば、これはもはや單純なる契約關係にとどまるものではなく、むしろより緊密な結合にまで突入してゐるといはなければならぬ。一見、單なる利潤分配の協定であるかに見えるながら、實は共同の經營計算を通じ、關係諸企業が相集つて一箇の統一體を形づくると解するを適當としよう。最もノルマルな型のインテレッセンゲマインシャフトは、利潤分配の協定を伴へる管理共同體である。

契約共同體として第二に問題となるのは、委任經營である。コンツェルンの形成において問題となる委任經營は、ドイツにおいては證券資本的連鎖を伴ふことなしに行はれ、むしろ重役その他職員の派遣といふ形をとるのが普通のやうである。特にある企業の經營の全部が他の企業の委任に移される如き場合は、おほむね利潤分配の協定を伴ふがゆゑにインテレッセンゲマインシャフトといふ名稱で呼ばれ、實際において經營共同體または管理共同體にまで昇華してゐることを知らねばならない。

委任經營に近いものとして賃借經營がある。すべての賃借經營がマンツェルンを形成するわけではむろんないが、ドイツにおいても第一次大戰以後はアメリカにならつて賃借經營がコンツェルン形成の方法として利用されるにいたつた。その裏面には租税上の利點といふことが伏在してゐる。いづれにしてもコンツェルンの形成に役立つ賃借經營にあつては、契約にもとづく賃料といふことが問題なのではなく、むしろ株式の交換や配當保證といふ形をとつて經營共同體ないし管理共同體を體現するといふ點に重要な意味があるのである。従つてそれはしばしば一種のインテレッセンゲマインシャフトとして取扱はれる。なほこの種の結合にあつては、特別の貸貸會社 (Verpachtungsgesellschaft) が設立されることのあるのを注意すべきである。

利潤分配協定にしろ、委任經營にしろ、賃借經營にしろ、それがコンツェルン形成の方法として問題となりうるのは、單なる企業間の契約たるに止まらず、資本關係や人事關係と結びついて經營共同體ないし管理共同體を具象化してゐる場合と解することができるし、また解さねばならない。

カルテルは企業の契約的結合であり、コンツェルンは企業の資本的結合であるといふ説明の仕方は、一應の説明として承認されるであらう。が、それだからといつてコンツェルン形成の方法は參與以外に存しない、爾餘のすべてはカルテル的な企業の聯合形態にすぎないと結論づけることは、いさゝか早急に失する斷定といはねばなるまい。もちろん參與がコンツェルン形成の手段として主役を演ずることは確か事實であつて、何人も疑ひをいれぬところに屬する。しかしこのことは、爾餘の諸形式がコンツェルンの形成において補充的な役割を果すことを毫も否定する根據とはならない。資本關係や人事關係と交錯するにせよ、利益分配協定や委任や賃借等の契約を純粹の參與と一應區別して取扱ふことは可能であるし、合理的でさへある。

最後に契約共同體の一つとして、目的共同體なるものが問題となりうる。目的共同體といふのは、經營に關する特定の限られた目的達成のためになされる諸企業間の協力をいふ。より具體的にいへば原材料の購入、製品の販賣、特許權の利用、試験所の使用等を行ふべく諸企業が契約に基づいて共同一致の行動に出る場合を指す。この種の共同事業はコンツェルン傘下の諸企業間に往々見受けられるところであるとはいへ、しかしこれをもつてコンツェルン形成の一箇獨立の方法と解することは、果して妥當であらうか。わたくしはむしろこれを疑問に思ふものである。

從來わが國の學者はコンツェルンの概念規定に際して、企業結合の方法といふ角度からのみ接近しようとした嫌ひがある。その結果コンツェルンの本質的契機はもつぱら企業の資本的結合といふ點にあると考へ、これを前提としてあるひはインテレッセンゲマインシャフトは企業間の利潤分配協定に止まるがゆゑに、單なる企業の契約的結合であり、従つて本質的にはカルテルに近く、コンツェルン形成の方法たりえないとの結論を打ち出し、¹⁵⁾あるひは參與以外にコンツェルン形成の方法なしと主張するにいたつた。しかし、われわれはこれに對して疑惑と躊躇とを感ぜざるをえない。

ドイツの學者はむしろ經濟上の目的達成のために多數の企業が何らか共通の指揮に服し、全體として一つの統一體を形づくるといふ點にコンツェルンの本質的契機を見出さうとしてゐるやうに思はれる。従つてそこでは何よりもまづ經營共同體または管理共同體といふことが強調される。換言すれば、コンツェルンと呼ばれる企業複合體は全體として如何なる意味關聯を擔ふかといふことが極めて重要な觀點であると考へるのであつて、結合の方法乃至形式の問題は彼等にとつてむしろ第二次的な問題でさへあるらしい。かゝる見地から、しかしあらためてコンツェルン形成の方法を探求するとすると、重役の派遣といふことが極めて重要な意味をもつて來ることは、當然の當然といはなければならぬ。重役の派遣によつて共同經營・共同管理の實は最も端的に實現されるからである。それは言葉をかへていへば『人的結合』(Personalunion)の問題であり、また『重役兼任』(Interlocking directorates)の問題である。

われわれはさきにリーフマンがコンツェルン形成の方法として五つのものをあげ、參與、インテレッセンゲマインシャフトについて重役の派遣を第三位においたことを述べた。しかし、委任經營および貸借經營をインテ

15) 目崎 憲司『コンツェルンに關する若干の考察』(經濟學論集、第四卷、第七號)
16) 高宮 晋『企業集中論』昭和十七年、四三二頁。

ツゼンゲメインシヤフトと共に契約的結合として一括するとすれば、コンツェルン形成の主要の方法は三つとなる。資本的結合、契約的結合および人的結合がすなはちそれだ。かういふ主張をなす論者は一二にして止まらな^い。そこでわれわれもまたこれを一應承認するとして、この人的結合について簡単に一言を加へておかう。

重役の派遣は、もしそれが單獨で現はれるとすれば、コンツェルン形成の初期の段階であり、あるひは極めてルーズなコンツェルンの成立と見ることができるとは、しかし實際はおほむね參與と結びつくか、あるひは參與の結果として現はれる。それにも拘らず、これを特に參與より切り離してコンツェルン形成の方法として掲げるゆゑん^のものは、純粹の參與に比して遙かに強力な効果を發揮するからである。

七

以上をもつてこの覺書を終る。筆を擱くにあたり要點を摘記しよう。

第一、コンツェルンは多數企業の複合體である。この場合、企業の数が多い少いは本質的な問題ではない。ただコンツェルンを形成する諸企業は法律上獨立を保ち、従つて外見的には獨立の企業として現はれることが重要な意味を有するのである。

第二、コンツェルンを形成する諸企業は、外見上の獨立にも拘らず、内面的には多かれ少かれ密接な連絡をもつ。結合の形式は資本關係、契約關係、人的關係の三つに大別しえられるが、現實においてはこれらのものはしばしば重疊する。

第三、コンツェルンは全體として一箇の統一體を形づくり、中樞部によつて統轄される。それは支配被支配の關係もしくは相互依存の關係に外ならないが、その程度は強弱さまざまであつて、もとより一様ではない。

17) H. Brökelmann, Beiträge zum Verwaltungs- und Rechnungswesen des Konzerns. 1939. S. 20 ff.